

## 不開示部分の理由及び根拠

該当文書		非開示箇所	理由及び根拠
日時	内容		
○年○月○日 ○:○ ~ ○:○	相談記録	相談者欄 2行目	開示請求者以外の個人に関する情報であり、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第78条第1項第2号に該当する。
		状況（主観的）欄 1行目	相談に対応した職員による相談内容の分析や判断に関する記録、主観的な印象の記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、相談内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、相談内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		分析・判断欄 今後の計画欄	
○年○月○日 ○:○ ~ ○:○	相談記録	状況（主観的）欄	
		相談者欄 3行目	開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当する。
		状況（客観的）欄 1行目	
○年○月○日 ○:○ ~ ○:○	相談記録	状況（主観的）欄 分析・判断欄 今後の計画欄	相談に対応した職員による相談内容の分析や判断に関する記録、主観的な印象の記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、相談内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、相談内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		状況（主観的）欄 2行目	
		分析・判断欄 今後の計画欄	
○年○月○日 ○:○ ~ ○:○	相談記録	<1ページ目> 状況（主観的）欄 <2ページ目> 分析・判断欄 今後の計画欄	相談に対応した職員による相談内容の分析や判断に関する記録、主観的な印象の記録であり、開示することにより、今後相談業務従事職員が、相談内容の分析等を記録することに消極的になることが考えられ、記載内容が形骸化し、相談内容について公正な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する。
		今後の計画欄	